

# まちづくりハンドブック I

## ～自治会活動編～



高槻市  
高槻市コミュニティ市民会議



## はじめに

本市におきましては、市民が主体となり、市民と行政の協働による住みよいまちづくりを推進しているところです。

自治会におかれましては、市政各般にわたり、本市の目指す「地域に元気があって市民生活が充実したまち」の取組に多大なご貢献をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、本市は令和5年1月に市制施行80周年を迎えました。この記念すべき年を契機として、今後も市民の皆様が安全に安心して暮らし、将来にわたって本市が発展し続けることができますよう、引き続き全力で邁進してまいります。

このたび、高槻市コミュニティ市民会議との協働により、自治会の運営や活動を支える制度などをまとめたハンドブックを改訂いたしました。自治会活動を進めるにあたり、ぜひハンドブックをご活用いただき、今後も本市のまちづくりにお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

高槻市長  
濱田 剛史

## ごあいさつ

高槻市コミュニティ市民会議は、「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」との理念のもと、高槻市と連携を図りながら、コミュニティ活動の充実、災害に強いまちづくりに取り組んでおります。

当会においては毎年「自治会・コミュニティ加入促進月間」を定め、主要駅等での街頭啓発を通じて自治会加入の呼びかけを行っているところです。

また、当会の広報誌「WITH(コミュニティ高槻)」を年2回市内全戸に配布し、コミュニティ活動の周知啓発を図っております。

このハンドブックは、自治会活動の活性化を図るとともに、円滑な自治会運営を行っていただくことができますよう、高槻市とともに改訂を行わせていただきました。

ハンドブックをご活用いただき、自治会活動の充実並びに新たな自治会づくりの一助となれば幸いです。

高槻市コミュニティ市民会議  
議長 高須賀 嘉章

# 第1章 私たちの自治会活動

## 01 住みよいまちめざす 自治会活動

- 自治会ってなんだろう? … p.1
- どんな活動をしているの? … p.2
- 自治会と地区コミュニティ組織 … p.2
  - ▣ 高槻市コミュニティ市民会議とは… p.3
  - ▣ コラム① 自治会の歴史・成り立ち … p.4

## 02 自治会の組織と運営

- 規約・ルールづくり … p.5
- 役員の構成や役割 … p.6
- 運営 … p.7
- 会計 … p.7
- 個人情報の取り扱い… p.7
- 自治会届 … p.8
  - ▣ コラム② 自治会への加入を呼びかけましょう! … p.9

# 第2章 自治会活動情報箱

## 01 自治会活動に関する制度・事業

- 自治会集会所の新築・改修補助… p.10
- 自治会集会所の固定資産税の減免… P.10
- コミュニティ活動備品の貸出… P.11
- 防犯カメラの設置補助… p.11
- ごみや環境に関する制度…p.12~13

## 02 自治会活動に関する相談窓口

- 住宅・・・ p.14
- 環境・・・ p.14～15
- 道路・河川・・・ p.16
- 防災・防犯・・・ p.16
- 福祉・健康・・・ p.16～17
- 人権・・・ p.18
- 自治会・・・ p.18
- 暮らし・その他・・・ p.19

## 様式集

- ① 自治会規約・・・ p.20
- ② 自治会予算書・・・ p.24
- ③ 自治会決算書・・・ P.25

## 参考資料

- ① 自治会をつくるには?・・・ p.26
- ② 地区コミュニティ組織の構成及び一覧・・・ p.27
- ③ 自治会加入促進チラシ・・・ p.28
- ④ ご利用ください 公式ツール・・・ p.30



## 01 住みよいまちめざす 自治会活動

### 自治会ってなんだろう？

自治会は、同じ地域に住む住民がお互いに協力し合い、快適で安全な生活を送ることが出来る地域を目指して、自主的に運営を行う任意の団体です。

高齢化の進行、世帯構造の変化やライフスタイルの多様化等により、私たちをとりまく地域の状況は大きく変化しつつあります。そのような中、自治会活動の役割はますます重要となっています。

自治会活動を通して近隣住民の方々が交流することは、子どもの見守りや高齢者の孤立化防止につながります。特に災害時には、自治会で声かけや助け合い活動を行うなど、「共助」の取組が非常に重要となります。

また、自治会の回覧等で、ゴミ出しや防災・防犯に関する情報、地域のお祭りやバザーの催しなど、様々な情報を得ることができます。

高槻市では令和5年6月1日現在で1,041の自治会が結成されており、各地域の個性を発揮した様々な活動を展開されています。

新たに住宅が開発された地域など、住んでいる地域に自治会がない場合は、新規に自治会を結成することもできます。結成に向けたご相談などはコミュニティ推進室にお問い合わせください。



### 参考資料① 自治会をつくるには？



## どんな活動をしているの？

住みよいまちの実現のため、自治会では様々な活動や行事に取り組んでいます。

### 環境美化

- ・ ごみ集積所の維持管理
- ・ 町内や公園の清掃・緑化
- ・ リサイクル活動

### 行政との 連絡・調整

### 防災・防犯

- ・ 防災訓練
- ・ 防犯パトロール

### その他

- ・ 集会所の管理
- ・ 広報、回覧  
など

### 福祉

- ・ 高齢者の見守り
- ・ 子育て支援

### 地域交流

- ・ 夏祭り
- ・ 文化祭



## 自治会と地区コミュニティ組織

高槻市では、おおむね小学校区単位に地区コミュニティ組織(※)が構成されています。

※ コミュニティ協議会や連合自治会、自治協議会、住民会議などの名称で呼ばれています

地区コミュニティ組織は、自治会や各種の地域団体で構成されており、ひとつの自治会では難しい、夏祭り・文化祭等の行事の実施や市と連携した防災の取組など、様々な活動を行っています。

また、高槻市では市内全域の地区コミュニティ組織で構成される「高槻市コミュニティ市民会議」(3ページ参照)が、行政との協働のもと、地区防災やコミュニティリーダーの育成等、様々な活動に取り組んでいます。



### 参考資料② 地区コミュニティ組織の構成及び一覧



## 高槻市コミュニティ市民会議とは

高槻市では、「まちづくりは地域の生活の場から住民自身の手で」を目標とした運動から、昭和49年に単位自治会の集合体を基礎とした「連合自治会」が誕生しました。

その後、昭和51年には、お互いの組織の交流を深め、まちづくりの情報を交換する中で、共通の運動を発展させ、それぞれのコミュニティ活動の充実を図る場として、「高槻市コミュニティ市民会議」が設立されました。

コミュニティ市民会議では、リーダー知識の向上や交流を深めるためのリーダー研修会、まちづくりについて市長との意見交換や市政への提言等を行う「市長と語るタウンミーティング」などの活動を実施しています。

また、防災の取組として、平成26年の市全域大防災訓練を契機に、毎年度、市との共催により市民避難訓練（または大防災訓練）を実施するなど、防災意識の向上及び災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

コミュニティ市民会議は設立時には5地区からスタートしましたが、平成5年には32地区となり市全域を網羅する中で、地区コミュニティ組織についても、単位自治会をはじめ、福祉団体、老人クラブ、PTA、子ども会等の地域内の各種団体を集約した総括的な組織に成長しています。

令和3年に設立45周年を迎えたことを機に、広報誌「WITH（コミュニティ高槻）」を年に2回、市広報誌と同時に市内全戸に配布し、コミュニティ活動の周知・啓発を図っています。







## コラム① 自治会の歴史・成り立ち

自治会の原型については、大宝律令まで遡る説や江戸時代の五人組の制度とする説など様々な考え方があります。五人組の制度は明治になり廃止されましたが、明治の末頃になると、地方から隣保組織の復活運動が起こり、大正中期には都市にも町内会が設立されたと言われています。

1940年(昭和15年)には、内務省(現総務省)訓令により、町内会等の全国的な組織化が図られました。その後、第二次世界大戦後の1947年(昭和22年)には町内会等の解散が命じられましたが、その直後から多くの市町村において、名目だけを変えた住民組織が自然発生的に再建されたと言われており、1952年(昭和27年)頃には、ほとんどすべての地域で町内会等は存在していたと考えられています。

1960年代に入って高度経済成長期を迎え、人口の都市集中など都市化が進行する中で、地域連帯意識の希薄化や核家族化の進行等により、これまでの地域共同体は弱体化が進みました。その一方で、従来の町内会等の範囲を超えた新たな地域課題の発生により、地域における住民組織の見直しや再編の動きが高まり、「コミュニティづくり」の提唱がなされることとなりました。

その後、1970年代から国によるコミュニティ政策が展開されましたが、町内会等の役割が失われることはなく、現在の自治会活動及びコミュニティ活動につながっています。





## 02 自治会の組織と運営

### 規約・ルールづくり

自治会の運営を行う上での基本的なルールを規約に定め、規約に基づき運営を行います。規約に定める内容は自治会によって異なりますが、一般的には下記のような内容を定めます。



#### 様式集① 自治会規約

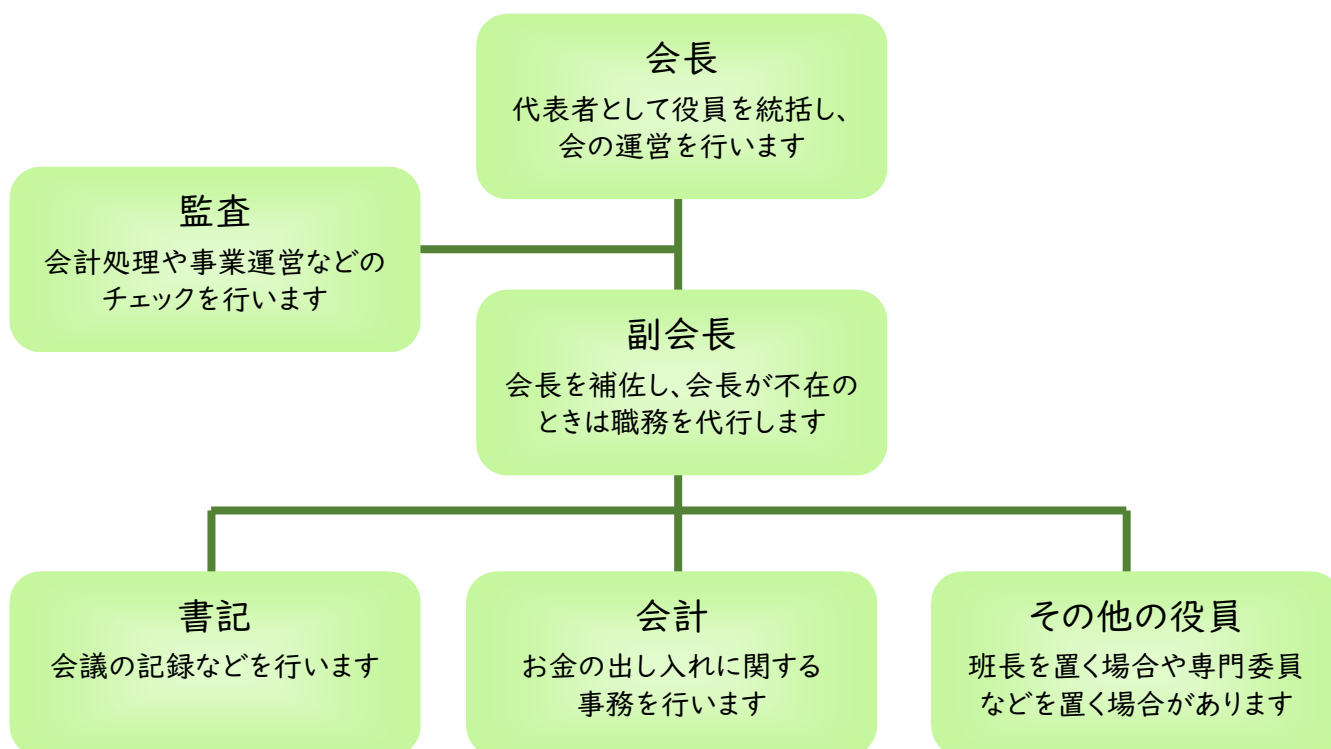
目的	会の設立趣旨や活動の理念など
名称	名称や区域、事務所の所在地など
会員	会の構成（区域内に居住する住民や事業所など）、加入の方法など
事業	会の目的を達成するための事業など
役員	会長、副会長、会計、監査などの役員の種類や選出方法、職務や任期など
会議	総会や役員会について、招集方法、議決内容、定足数など
会計	会計年度や会費、会計監査など



## 役員の役割や構成

### ■ 役員=会員の代表

何かを決めたり、行事の準備をするとき、会員全員がいつも集まることはできません。効率的かつ円滑に自治会を運営するため、中心となる役員を決めます。



### ■ 役員を選出方法及び任期

役員の決め方としては投票、輪番、くじ引きなどの方法があり、総会において承認の手続きを行います。

自治会によって異なりますが、多くの自治会が1年から2年程度の任期としています。なお、役員を再任する場合についても、任期ごとに承認が必要です。



## 運 営

会議には、総会、役員を中心として構成される役員会などがあります。

総会は自治会の意思決定を行う最高議決機関です。

多くの自治会では年に1回、3月から4月頃に開催されます。総会では、前年度の事業報告と決算、新年度の事業計画と予算などの事項について報告や提案を行い、審議と議決を行います。

役員会は、総会の議決に従って自治会を実際に運営していくための会議です。

## 会 計

自治会の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、収入・支出の管理や記録を行います。自治会の収入には、会費収入、寄付金・協賛金などがあります。支出は大きく分けて、自治会の事業に関する「事業費」と自治会の運営に関する「事務費」があります。

会計担当者は収入・支出の内容を帳簿に記録し、領収書等の書類を保管します。

年度終了後には、帳簿等の内容に誤りがないかを確認するため、監査を行います。



### 様式集②・③ 自治会予算書・決算書

## 個人情報取り扱い

自治会活動において、会員の名簿や連絡先、行事の参加者名簿など個人情報を取り扱う場合があります。

個人情報を集める場合は利用目的を明らかにし、適切な管理を行うとともに、本人以外の第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意が必要となります。

なお、平成29年の改正個人情報保護法の施行により、取り扱う個人情報の件数に関係なく、自治会についても個人情報保護法が適用されます。詳細については、高槻市のホームページ(右記 QR コード参照)をご覧ください。





## 自治会届

高槻市では自治会に対して「自治会届」の提出をお願いしています（毎年3月に自治会長宛に「自治会届」をお送りしています）。

提出いただいた自治会の情報については、自治会加入のご相談、市の施策・事業のお知らせ、開発事業の周知等のために使用しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。年度途中で自治会長等の変更があった場合は、コミュニティ推進室までご連絡ください。

### 自治会届 【No. :        -        -        】

自治会名														
ふりがな 会長氏名	せい					めい								
	姓					名								
性別	1 男性			2 女性			3 その他							
会長 連絡先	〒 5 6 9 -													
	高槻市			町			丁目							
	-			-			番地・号を左詰めで ご記入下さい							
	(マンション名等)													
	電話番号	自宅	-				-							
携帯		-				-								
規模	[					]	世帯	[				]	班	
回覧部数	班数と異なる場合			[						]		部		
地区コミュニティ組織 (連合自治会等)への加入状況				1 加入			2 未加入							
会長任期	令和					年					月			日から
	令和					年					月			日まで



## コラム② 自治会への加入を呼びかけましょう!

近年、自治会に加入しない世帯が全国的に増えつつあり、高槻市でも自治会の加入率が低下しています。

地域の特性を生かした明るく住みよいまちづくりに向けた自治会の活動には、住民の相互理解と協力が不可欠です。また、災害等のいざというときや困ったときに助け合う関係づくりも自治会の大きな役割です。

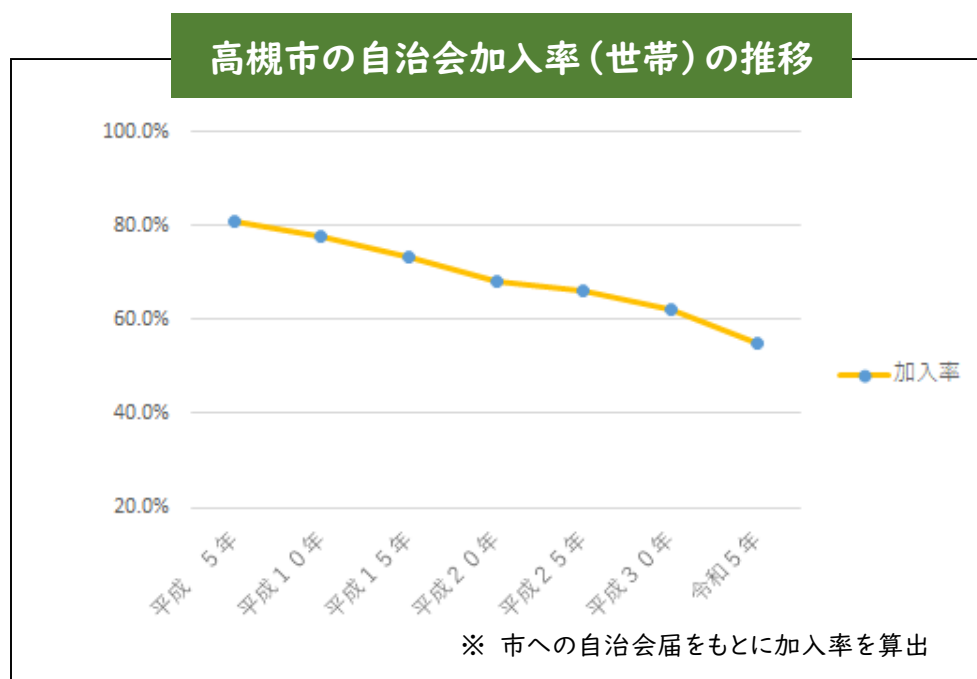
令和3年度に市が実施した市民意識調査では、自治会に加入していない理由として「加入の声かけ・勧誘がない」「加入の仕方がわからない」などの声がありました。未加入世帯や転入世帯に対して、自治会長や役員から活動内容の説明を行うなど、自治会への加入を積極的に呼びかけましょう。

また、高槻市と高槻市コミュニティ市民会議はともに「自治会・コミュニティ加入促進月間」を定め、毎年、駅前での街頭啓発や各地区での啓発活動を行うなど、自治会への加入促進に向けた取組を展開しているところです。

各自治会で使用できる「自治会加入促進チラシ」を作成していますので、ぜひご活用ください。



## 参考資料③ 自治会加入促進チラシ





## 01 自治会活動に関する制度・事業

(ID:000000)

市ホームページのページ検索 ID に番号を入れると  
該当のページに移動します

### 自治会集会所の新築・改修補助

自治会が集会所を新築・購入する場合、増改築する場合、または耐震診断をする場合に補助を行います。(検索 ID:005273)

補助金

区別	補助対象	補助率	補助限度額
新築	新築及び建替工事などに要する経費	1/2	300万円
購入	建物購入及びそれに要する経費		300万円
増改築・改修	建物の増改築・改修に要する経費(工事費50万円以上)、便所・厨房・冷暖房機器の改修・設置費など		150万円
耐震診断	昭和56年5月末日以前に建築確認を受けた建物の耐震診断にかかる経費		10万円(木造) 40万円(非木造)

事前の協議・申請が必要となりますので、事業を行う前年度の9月末日までに見積書(1社)をご提出下さい。

※ 9月末の締め切り後は受付できません

※ 補助を受けると、交付年度の翌年4月1日より起算して8年間は補助が受けられません

問い合わせ

コミュニティ推進室 TEL674-7462

### 自治会集会所の固定資産税の減免

自治会などが管理運営している集会所の土地・建物(自治会活動として使用する固定資産で、原則無償使用されるもの)については、申請に応じて固定資産税が減免される場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ

資産税課 TEL674-7143

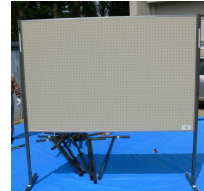


## コミュニティ活動備品の貸出

自治会などが行う夏祭り、文化祭などのイベントに必要な備品の貸出をしています。

### 貸出備品

パイプテント(約 3.6×5.4m)、ワンタッチテント(大6×3m、小3×3m )  
展示用パネル、太鼓、屋外音響機器、大型吹き出し器など



### 申込方法

貸出日の1か月前から予約可能

コミュニティ推進室で予約(※)のうえ、貸出申請書を記入。貸出許可書を発行しますので、許可書を持参のうえ保管場所に取りに行ってください。直接、保管場所に返却をお願いします。

※ 事前に電話で予約状況の確認をお願いします

### 問い合わせ

コミュニティ推進室 TEL674-7462

## 防犯カメラの設置補助

新たに防犯カメラを設置する自治会に設置費の一部補助を行います。

(検索 ID:094607)

### 対象

道路などの不特定多数の者が通過する公共の場所を撮影する防犯カメラ

### 補助金

補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額はカメラ1台につき15万円  
(1団体1台まで)

### 問い合わせ

危機管理室 TEL674-7314







## ごみや環境に関する制度

### ○地域清掃ごみの収集

自治会等で行われた地域清掃ごみの収集を無料で行っています。代表者名・住所・電話番号・参加人数・集積場所・ごみの種類と袋数を確認し、電話で依頼してください。

(検索 ID:002140)

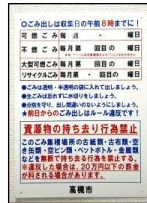
問い合わせ 清掃業務課 TEL669-1153

### ○ごみ分別や環境美化などに関する看板の配布

分別看板や不法投棄禁止看板などを配布しています。自治会所有地以外の場所に看板を掲示する場合は、必ずその場所の所有者や管理者の許可を得てください。

なお、数に限りがありますので、事前に問合せのうえお越しください。

(検索 ID:002085)



配布場所

清掃業務課(エネルギーセンター管理棟 前島3丁目8-1)

資源循環推進課料金チーム(高槻市役所本館7階)

問い合わせ

清掃業務課 TEL669-1153

### ○環境美化推進デー

「高槻市まちの美化を推進する条例」に基づき、毎年春と秋の年2回「環境美化推進デー」を設定し、市内の一斉清掃を実施しています。4月と10月に各自治会長宛に案内を送付しています。(検索 ID:002084)

問い合わせ 清掃業務課 管理美化チーム TEL669-1801



## ○再生資源の集団回収の奨励金

自治会や子ども会などの非営利団体で、古紙や古布などの再生資源を定期的に集団回収されている団体に奨励金を支払います。奨励金の希望団体は、事前の登録が必要です。(検索 ID:002044)

問い合わせ

資源循環推進課 TEL669-1886

## ○廃棄物減量等推進員の推薦

廃棄物の減量、並びに適正な処理及び地域の清潔の保持などの促進に関する市の施策への協力及び市民の自主的な活動を推進するため、自治会から推薦を受け廃棄物減量等推進員を設置しています。

任期は原則2年で、定数は1自治会1名を基本としています。

(検索 ID:002038)

問い合わせ

資源循環推進課 TEL669-1886

※令和5年10月時点の情報です。変更などをされている場合もありますので、  
担当課にお問い合わせください。



## 02 自治会活動に関する相談窓口

### 住宅

(ID:000000)

市ホームページのページ検索 ID に番号を入れると  
該当のページに移動します

担当業務	内容	担当室課
住宅耐震診断費用の助成 (ID:005870)	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた、現在居住または居住予定の住宅の耐震診断費用の一部を助成しています。	審査指導課 674-7567
ブロック塀撤去工事費の補助 (ID:005840)	地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路利用者の安全確保等のため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助しています。	
木造住宅の耐震改修工事費用の助成 (ID:005870)	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた、現在居住または居住予定の木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成しています。	
空家に関する相談	空家に関する相談に応じています。	住宅課 674-7525
空家見守り業務 (ID:003905)	遠方にお住まいなどの理由で、高槻市内に所有されている空家を気軽に見に行くことができない所有者に代わり、空家の状態を外観から確認する「空家見守り」業務を請け負っている団体を紹介します。	高槻市市民公益活動サポートセンター (協働プラザ) 668-1781

### 環境

担当業務	内容	担当室課
あき地の雑草・枯草・廃棄物等の相談(ID:002086)	あき地(現在、人が使用していない土地)が不良な状態(草木が生い茂っていたり、枯草が密集して放置されていたり、廃棄物が放置されていて、犯罪や災害の誘発、人の健康の阻害または阻害するおそれがある、あるいは周囲の美観を著しく汚損している)と認められる場合、あき地の占有者または管理者に対して文書等で適切な管理をお願いしています。	清掃業務課 (エネルギーセンター管理棟 前島3-8-1) (環境美化チーム) 669-1801



担当業務	内容	担当室課
屋外の違法な立看板・ポスター等の除却	電柱や歩道柵等に違法に掲出された立看板等の除却を行っています。	清掃業務課 669-1153
ねずみ・蚊などの駆除相談 (ID:002089)	害虫等に関する相談に応じるとともに、不快・有害昆虫の駆除方法等について助言を行っています。また、ユスリカなどの駆除のため、駆除剤の無償配布を行っています。	
家庭から出るごみの収集に関する相談 (ID:002138)	家庭から出るごみの収集について相談に応じています。引越しなどで一時的に出る多量のごみは、臨時ごみ(有料)として申し込んでください。	
犬・猫などの死体の収集に関する相談 (ID:002134)	家庭で飼われていたペット(有料)や飼主のいない動物(無料)の死体の収集に関する相談をお受けしています。	
ごみ集積場の届出や変更の相談	新規のごみ集積場の届出や、ごみ集積場の変更の相談に応じています。	
し尿の収集に関する相談 (ID:002093)	し尿収集の問い合わせに応じています。	
ごみの持込に関する相談 (ID:029023)	ごみの持込を有料にて受け入れています。ごみの持込には事前の申請が必要となります。	エネルギーセンター 669-1950
犬・猫などの死体の持込に関する相談 (ID:002159)	家で飼われていたペットの火葬(有料)や、飼い主のいない動物の死体の焼却(無料)を行っています。	エネルギーセンター ペット受付 669-4194
花苗・緑化樹の配布	緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるため、自治会等住民が協働して行う一定の区域の緑化事業に対し、花苗・緑化樹の配布を行っています。	農林緑政課 674-7402
緑の募金 (ID:004124)	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく募金活動で、大阪府では公益財団法人大阪みどりのトラスト協会が窓口となり、実施しています。寄せられた募金は、森林の整備や市街地の緑化の推進、並びにこれらに係る国際協力に活用されています。市緑花推進連絡会が窓口となり、自治会などのご協力をいただき募金活動を行っています。	
アライグマ捕獲器の貸出 (ID:004147)	アライグマによる農作物や人への被害の減少、生態系の保全のため、捕獲器の貸出を行っています。	
地域内の公園及び児童遊園清掃のためのごみ袋・清掃用具の配布 (ID:005511)	自治会等の地域内で公園及び児童遊園の清掃活動を行う場合、ごみ袋や清掃用具を配布しています。	公園課 674-7516



## 道路・河川

担当業務	内容	担当室課
街路灯の移管 (ID:003944)	自治会が市道等に設置している街路灯を、要件を満たす場合、市に移管することができます。	管理課 674-7532
交通安全を呼びかける啓発看板等の配布	地域における交通安全運動の推進を図るため、「駐車禁止」及び「子ども飛出し注意」の啓発看板を配布しています。	
水路・みぞ清掃後の泥・土砂の収集処理(ID:004091)	自治会等で側溝や水路などの泥上げをした場合の、泥・土砂の収集処理をしています。	下水河川事業課 674-7442



## 防災・防犯

担当業務	内容	担当室課
自主防災組織の育成及び啓発活動等の相談	自主防災組織の設立や啓発活動等の相談に応じています。	危機管理室 674-7314
自主防災組織に対する防災資機材の提供 (ID:001122)	自主防災組織に対し、地域住民が主体となって行う防災訓練や防災活動のための防災資機材を提供しています。	
空き巣防犯啓発板の配布	空き巣防犯啓発板を配布しています。	
防火・防災訓練等の相談	防火・防災意識の高揚を図るため、消火、通報及び避難訓練や救急講習等を行うための相談を受け付けています。	中消防署 674-7995 (JR東海道線以南) 北消防署 687-0119 (JR東海道線以北)



## 福祉・健康

担当業務	内容	担当室課
民生委員児童委員 (ID:002175)	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉向上のためのボランティアです。高齢者の悩みや子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスのご案内のほか、行政や専門機関につなぐといった解決のお手伝いをします。任期は3年で現在市内を41地区に分けて活動しています。	地域共生社会推進室 674-7162



担当業務	内容	担当室課
老人クラブの活動助成 (ID:005753)	高齢者の生活を健康で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的として、老人クラブの活動に対し、活動費を助成しています。	長寿介護課 674-7166
シルバー人材センター (ID:005768)	シルバー人材センターとは、社会参加の意欲ある健康な高齢者が会員となり、地域社会と連携を保ちながら、その意欲、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人です。 依頼できる仕事例：植木剪定、除草、屋内外清掃、チラシ配布など	シルバー人材センター 681-2751
高齢者・障がい者・生活困窮者などの総合的な相談	高齢者・障がい者・生活困窮者などの総合的な相談に応じています。	福祉相談支援課 674-7171
健康づくり推進リーダー	地域住民の健康づくりに寄与することを目的として、市が行う各種健(検)診の受診勧奨や健康についてのコミュニティ紙の発行、健康教育・栄養指導に関する参加および協力などを行っています。	健康づくり推進課 674-8800
動物愛護及び管理に関する相談	動物の適正な飼育に関する相談に応じています。	保健衛生課 661-9331
赤い羽根共同募金	都道府県単位に行われている募金で10月1日～12月31日を運動期間として、全国一斉に実施しています。寄せられた募金は、社会福祉施設や地域福祉の推進に役立てられています。また、大きな災害が起こったときの備えとして寄付金の一部が積み立てられています。 高槻市では、市社会福祉協議会が、毎年10月に自治会などの協力をいただき募金活動を行っています。	
歳末たすけあい運動	赤い羽根共同募金の一環として行われている募金活動です。寄せられた募金は、市内の障がいのある方や要支援家庭の方々、民間の障がい者福祉施設などの利用者に激励を行うなど、有効に活用しています。また、特別事業として、大晦日にはひとり暮らしの高齢者等に一部負担をいただき、おせち料理の配食や市内児童福祉施設で生活している中学3年生を対象に一日里親事業を行っています。 高槻市では、市社会福祉協議会が、毎年12月頃に自治会などの協力をいただき募金活動を行っています。	社会福祉協議会 674-7497
日本赤十字社活動資金 (社資)募集	日本赤十字社が協力依頼をしており、毎年5・6月を赤十字運動月間としています。4月下旬に自治会へ各戸配布用の資料などを配布し、協力をお願いします。災害救護活動や血液事業などの日本赤十字社の活動は、市民から寄せられた活動資金によって支えられています。	





## 人権

担当業務	内容	担当室課
人権啓発パネル、ビデオ・DVD等の貸出 (ID:0076594,005952)	人権研修会などで活用できる人権啓発パネル、人権・文化啓発コーナーに設置している人権関係ビデオ・DVD等を貸し出しています。	人権・男女共同参画課 674-7575
人権に関する相談 (ID:005959)	人権110番や市人権擁護委員により人権に関する相談に応じています。	
人権啓発講演会等の相談 人権啓発指導員の派遣 (ID:005956)	人権啓発に関する講演会等の相談に応じています。自治会や地域の各種団体などが行う人権研修会等に、人権啓発指導員を講師として派遣しています。	人権まちづくり協会 647-7825 人権・男女共同参画課 674-7575



## 自治会

担当業務	内容	担当室課
悪質商法等啓発回覧板の配布	悪質商法等の啓発のため回覧板(回覧物を挟むための台紙)を配布しています。(令和5年度は12月から配布予定。詳細は広報誌等でお知らせします)	消費生活センター 683-0999
コミュニティ活動・自治会組織等の設立及び運営等の相談 (ID:005254)	コミュニティ活動や自治会組織等の設立及び運営等に関する相談窓口として、助言や資料提供等を行っています。	コミュニティ推進室 674-7462
認可地縁団体の手続き (ID:005264)	地方自治法に基づく一定の要件を備えている自治会については、法人格を取得することができます。認可申請にあたっての要件や必要書類等についてはお問合せください。	



## 暮らし・その他

担当業務	内容	担当室課
職員出前講座 (ID:001858)	市政に関する理解や関心を深めていただくことを目的に、市の職員が皆様の地元に出かけていき、市の事業について分かりやすくお話しています。	市民生活相談課 674-7130
各種専門相談 (ID:001862)	法律相談、税務相談、司法書士相談などの各種専門相談を実施しており、専門家から問題の解決に向けての指導助言を受けられます。	
消費者トラブルや特殊詐欺等に関する相談(ID:005199)	消費者トラブルや悪質商法、特殊詐欺等に関する相談に応じています。	消費生活センター (相談窓口) 682-0999
くらしの移動講座 (ID:005198)	悪質商法等の消費生活問題について、市民の理解と関心を高めるため出前講座を実施しています。	消費生活センター 683-0999
女性相談 (ID:005960)	DVIに関する相談を含む、専門女性相談員による面談及び電話相談を行っています。	人権・男女共同参画課 674-7575

※令和5年10月時点の情報です。変更などをされている場合もありますので、  
担当課にお問い合わせください。





## ① 自治会規約

この規約は、一つの例を示したものです。組織規模などに見合った内容を追加または削除し、地域実態にあった規約を作成してください。

### 〇〇自治会規約

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本会は、会員相互及び地域の各種団体との協力・連携のもとに、会員のふれあいを深め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努めるとともに、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

##### (名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

##### (事務所)

第3条 本会の事務所は、〇〇(高槻市〇〇町〇〇番〇〇号)に置く。

##### (会員)

第4条 本会の会員は、〇〇区域(高槻市〇〇町〇〇番地から□□番地)の居住世帯、事業所及びこれに準ずるものをもって構成する。

##### (加入)

第5条 本会に加入しようとするものは、班長又は会長に届けるものとする。自治会の区域に入居した世帯又は開業した事務所があったときは、その世帯又は事業所に、本会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

##### (脱会)

第6条 本会の脱会は、次の場合とする。

(1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

##### (事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関する事。

(2) 身近な地域のまちづくりなどに関する事。

(3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関する事。

(4) 専門委員の活動に関する事。

(5) 所有する資産及び施設の管理運営に関する事。

(6) その他、本会の目的に必要な事業に関する事。



## 第2章 組織

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 書記 〇名
- (4) 会計 〇名

(役員を選出)

第9条 会長・副会長・書記・会計は総会において、会員のなかから選出する。選出の方法は別に定める。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、会務を記録し、本会の内外への連絡・広報などを行う。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 会計監査は、会の会計監査を行う。

(班長の選出)

第11条 班長は、各班のなかから選出する。

(班長の職務)

第12条 班長は、班の代表として、班をまとめ、会務に協力する。

(役員及び班長の任期)

第13条 役員及び班長の任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会・班長会・役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会員の〇分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない事情で出席ができない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(総会の議決)

第20条 総会における議決は、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。



(班長会)

第21条 班長会は総会に次ぐ議決機関であり、班長及び役員をもって構成する。

(班長会の議決事項)

第22条 班長会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する総ての事項を議決する。

(班長会の招集)

第23条 班長会は、必要に応じて会長が招集する。

(班長会の定足数)

第24条 班長会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。但し、やむを得ない事情で出席ができない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(班長会の議決)

第25条 班長会における議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

(役員会)

第26条 役員会は、本会の執行機関であり、会長・副会長・書記・会計をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、総会及び班長会において議決された事項を執行する。

(役員会の招集)

第28条 役員会は、会長が随時招集する。

(専門委員)

第29条 本会に、専門委員を置くことができる。

(専門委員会の権能)

第30条 専門委員は、活動内容を調査研究し、その内容に基づき取り組む事業に対し協力を行う。

## 第4章 会計及び会計監査

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第32条 本会は、次の収入により運営する。

(1) 会費 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他の収入

(会費)

第33条 本会の会費は、1世帯月額〇〇〇円とする。

2 会費は、班長が徴収し、まとめて会計に納入するものとする。なお、会費の納入については、〇カ月分をまとめて前納することができる。

3 納入された会費は原則として払い戻さない。

(支出)

第34条 支出は、総会で議決された予算に基づき、本会の目的に沿って行う。

2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

(会計監査の選出)

第35条 本会の会計を監査するため、会長は会計監査〇名を会員中より委嘱し、総会の承認を得る。

(会計監査の任期)

第36条 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

(会計監査)

第37条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。



## 第5章 規約等の改廃

(規約の改廃)

第38条 この規約の改廃は、総会において会員総数の〇分の〇以上の賛成を必要とする。

(規定等の制定)

第39条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、班長会の承認を経て、別に定めることができる。

## 第6章 雑則

(簿冊)

第40条 本会は、会員名簿・議事録・金銭出納簿・収支証票綴り及び備品台帳を備えつけるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第41条 本会が自治会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、利用目的の範囲内で適切に運用するものとする。

## 附則

この規約は、〇〇年〇月〇日より施行する。



## ② 自治会予算書

### 〇〇自治会予算書

#### 1 収入の部

(単位:円)

〇〇年4月1日~〇〇年3月31日

科 目	本年度	前年度	増減額	摘 要
繰越金				前年度の繰越金
会 費				〇〇円×世帯数
寄付金				〇〇寄付金 〇〇円
補助金				〇〇補助金 〇〇円
雑収入				預金利息他 〇〇円
合 計				

#### 2 支出の部

(単位:円)

科 目	本年度	前年度	増減額	摘 要
事業費				
研修費				研修会講師料等〇円
防犯活動費				年末警戒等〇円
文化活動費				盆踊り〇円・文化祭〇円
体育レクリエーション費				運動会〇円・バキング 〇円
環境美化活動費				環境美化〇円・消毒薬〇円
団体育成費				老人会〇円・子ども会〇円
会議費				総会〇円・役員会〇円
事務費				
通信運搬費				郵便料〇円・電話料〇円
消耗品費				事務用品等〇円
備品購入費				ロッカー等〇円
慶弔費				冠婚葬祭〇円
募金費				〇〇募金〇円
分担金				各種団体へ〇円
基金積立				集会所新築(改築)基金等
予備費				
合 計				



### ③ 自治会決算書

#### 〇〇自治会決算書

1 収入の部

(単位:円)

〇〇年4月1日~〇〇年3月31日

科 目	予算額	決算額	差異	摘 要
繰越金				前年度の繰越金
会 費				〇〇円×世帯数
寄付金				〇〇寄付金 〇〇円
補助金				〇〇補助金 〇〇円
雑収入				預金利息他 〇〇円
合 計				

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	摘 要
事業費				
研修費				研修会講師料等〇円
防犯活動費				年末警戒等〇円
文化活動費				盆踊り〇円・文化祭〇円
体育レクリエーション費				運動会〇円・ハイキング 〇円
環境美化活動費				環境美化〇円・消毒薬〇円
団体育成費				老人会〇円・子ども会〇円
会議費				総会〇円・役員会〇円
事務費				
通信運搬費				郵便料〇円・電話料〇円
消耗品費				事務用品等〇円
備品購入費				ロッカー等〇円
慶弔費				冠婚葬祭〇円
募金費				〇〇募金〇円
分担金				各種団体へ〇円
基金積立				集会所新築(改築)基金等
予備費				
合 計				

上記のとおり〇〇年度決算を報告いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

自治会長 \_\_\_\_\_

監査の結果、その内容は良好であり適正であると認めます。

〇〇年〇〇月〇〇日

監 査 \_\_\_\_\_

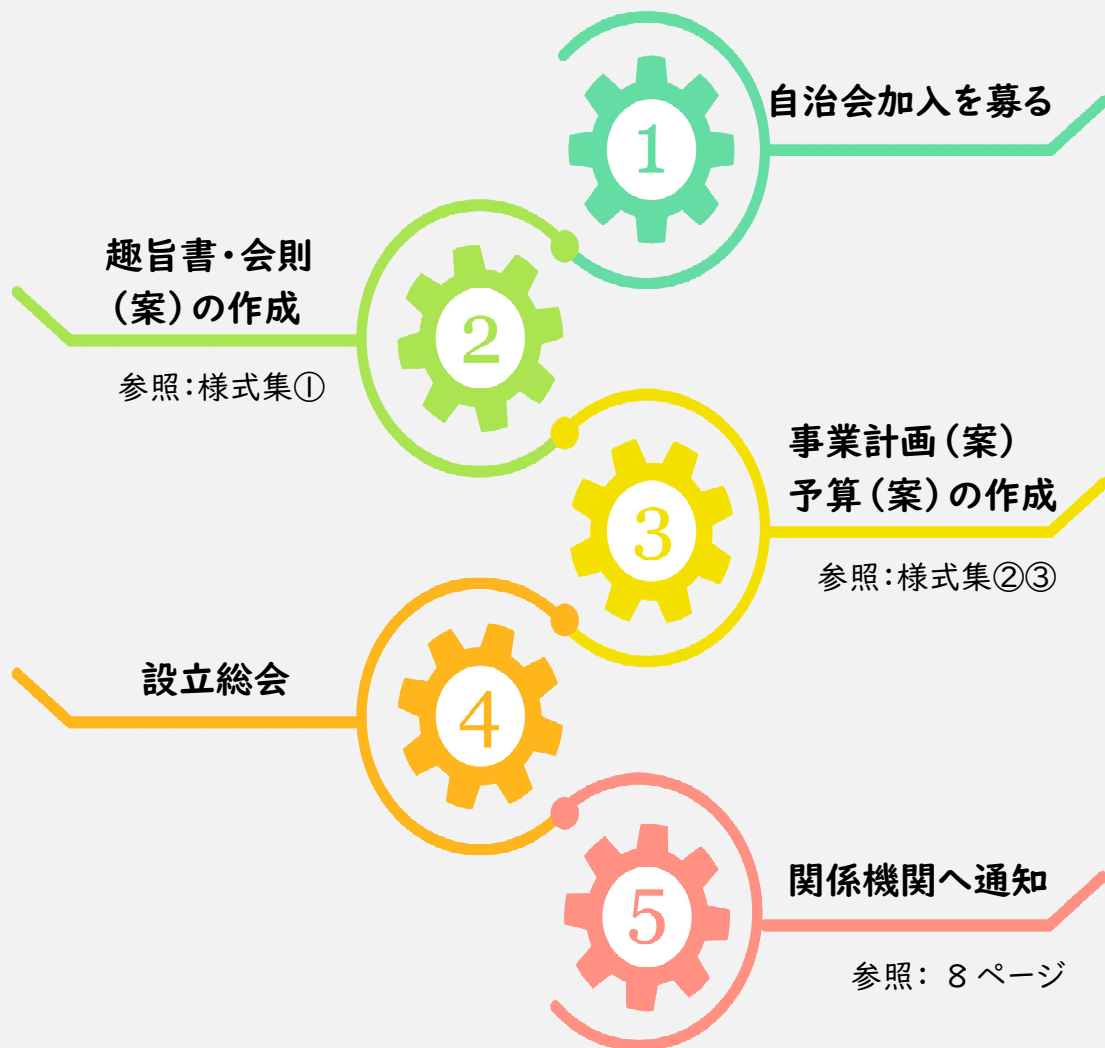


## ① 自治会をつくるには？

自治会を新たにつくるには、一般的には次の流れとなります。あくまで一例ですので、地域住民のご意見に合わせて進めてください。

会が設立されましたら、高槻市コミュニティ推進室にご連絡ください。

### 設立フロー

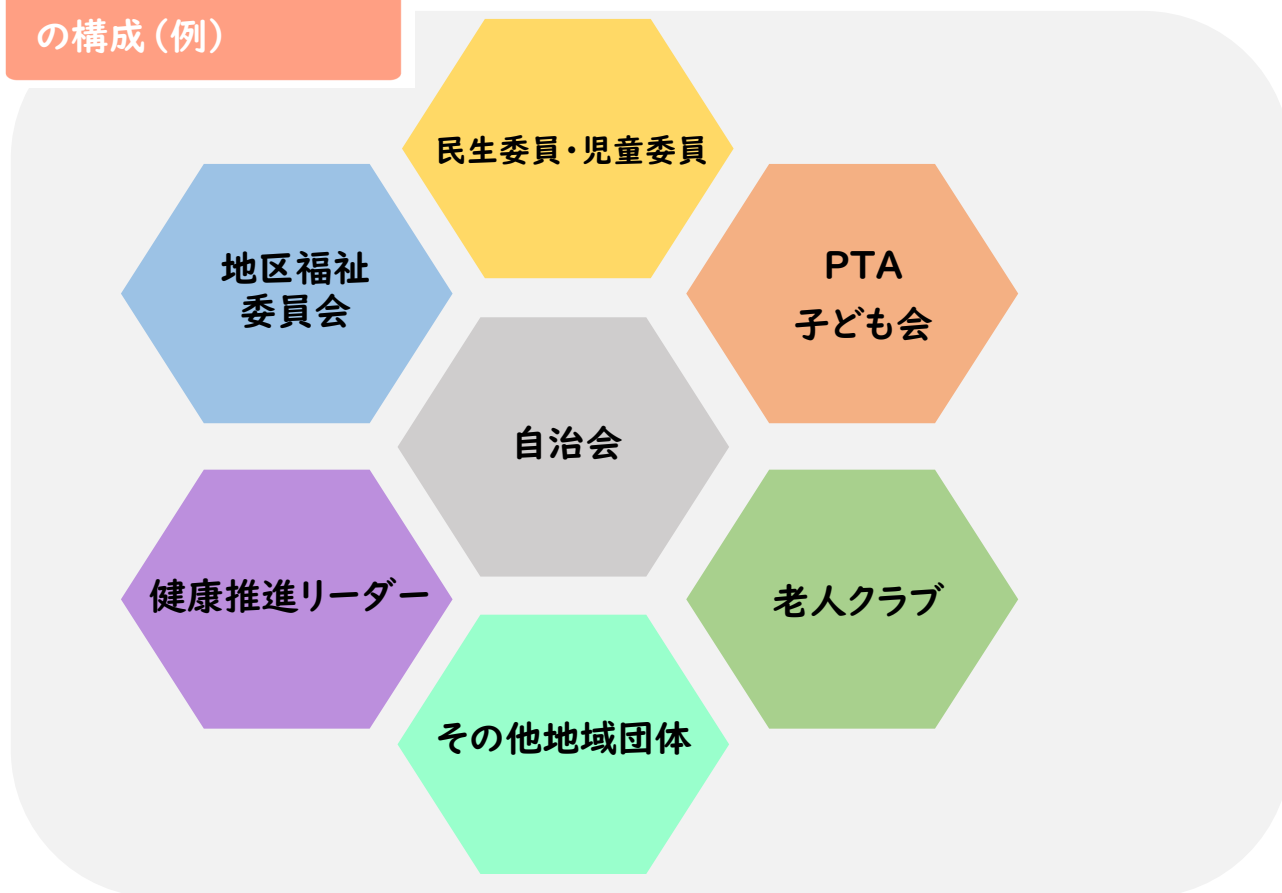






## ② 地区コミュニティ組織の構成及び一覧

### 地区コミュニティ組織の構成(例)



### 地区コミュニティ組織一覧

1	大冠北自治連合会	11	西阿武野地区コミュニティ協議会	21	南大冠東地区住民会議
2	西大冠校区コミュニティ協議会	12	赤大路地区コミュニティ協議会	22	桃園コミュニティ協議会
3	若松校区コミュニティ協議会	13	阿武山地区連合自治会	23	芥川連合自治会
4	庄所地域コミュニティ協議会	14	三箇牧地区連合自治会	24	五領地区連合自治会
5	寿栄川添自治協議会	15	玉川・牧田地区コミュニティ会議	25	磐手地区コミュニティ協議会
6	富田自治会連合	16	北清水連合自治会	26	日吉台地区コミュニティ連絡協議会
7	女瀬川南自治協議会	17	真上コミュニティ協議会	27	清水地区コミュニティ協議会
8	川西地区連合自治会	18	樫田地区連合自治会	28	柳川地区コミュニティ協議会
9	北阿武野コミュニティ協議会	19	堤・桜台コミュニティ連絡協議会	29	高槻地区連合自治会
10	中阿武野自治協議会	20	辻子三・竹の内コミュニティ協議会	30	津之江・東五百住自治協議会
				31	冠地区コミュニティ協議会





### ③ 自治会加入促進チラシ

新しく引っ越してきた方や未加入の方にお使いいただけます。

市のホームページからダウンロードできます→



# 誰かがやってくれている その「誰か」になってほしい

支え合える、助け合える。地域の取り組みで笑顔が増える。  
あなたの培った経験を役立ててみませんか？



## 自治会ではこんな取り組みを行っています

### もしものときのための 防犯防災

いつか来る「その日」に備えての防災訓練や、防犯パトロール。



### 声を掛け合って 孤立を防止

ちょっとした異変でも気付けるのは日頃から交流があるからです。



### 回覧板やお便りによる 情報の共有

地域に必要な情報や行政からのお知らせを自治会を通して共有します。



### 他にも交流イベントなどを開催しています

地域の活動を通して住民同士の絆が深まり、地域での暮らしを楽しもうという方が増えています。



自分ができることは限られていますが、地域の方に喜ばれることで自分の心身への健康にもつながっているように思っています。



最初は自分が住む町のためにと始めた登下校時の見守りでしたが、通学する子ども達との交流で今では私が元気をもらっています。



お問い合わせ

( ) 自治会 担当 ( )  
Tel. ( )



# 自治会に入りましょう!

## スマホだけではわからない、 参加してわかることがある

いざというとき頼ってほしい  
そう思いながら今日もただただ見守っ  
てくれている人が身近にいます



### 「自治会＝面倒」から「自治会＝味方」へ

#### レクリエーションは交流の場

近隣にどんな方が住んでいるか把握していますか?あなたやご家族の顔は認知されていますか?



#### 聞きたいことや伝えたいことがある

ご家族が通う学校や通学路の情報を知ったり発信したりすることで事件や事故の抑止力になります。



#### 困ったら誰かが力になってくれる

ママ友や仕事仲間とは違ったお付き合いですが、災害時にも連携して助け合えます。



#### 我が子を地域で見守ってもらえる

たくさんの大人が関わることで子どもはもっと成長します。防犯面からみても安心です。



#### よくあるご質問

##### そもそも自治会って? 必ず入らないといけないの?

住み良いまちを作るために地域の皆さんが任意で作っている団体です。若い力が必要です。

##### 具体的にはどんな活動をしているの?

交流会、防犯パトロール、清掃、情報の共有、行政に対しての要望を届けるなどです。

##### 自治会費っていくらぐらい? 何に使われているの?

自治会費は地域によって様々ですが子どもの見守りなどの防犯活動や清掃活動などに使用されます。

##### 知らないばかりで.. うまくやれるか不安です。

知らない人ばかりだからこそ自治会に入るメリットは大きいですよ。助け合い、支え合えるのが自治会です。



メモ欄

高槻市マスコットキャラクター はにたん





## ④ ご利用ください 公式ツール

### 高槻市公式 LINE アカウント

市の LINE アカウントを友達追加すると、市からのお知らせやイベント情報、気象状況や避難所開設状況といった防災情報など、さまざまな情報を即時に受信できます。

#### 【登録方法】

##### ① 検索して登録する場合

LINE アプリを開き、ホーム画面にて「高槻市」を検索して「追加」ボタンをクリックする。

##### ② QR コードで登録する場合

LINE アプリなどの QR コード読み取り機能で右記の QR コードを読み取り、「高槻市」の「追加」ボタンをクリックする。



### 高槻市ごみアプリ

ごみを出すとき「このごみは何ごみ?」「いつ出せばよかったかな?」という疑問や悩みを少しでも解決でき、もっと簡単にごみの分別について知ってもらえるアプリです。

「分別に関する単語検索」「ごみの分け方・出し方の解説」、「ごみの収集日がわかるカレンダー機能」などがあります。

〈ダウンロードはこちらから〉

아이폰

アンドロイド



# 高槻市民憲章

## 前文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

## 条文

### 1 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

### 2 高槻は 心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

### 3 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

### 4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

### 5 高槻は 文化の華を 咲かすまち

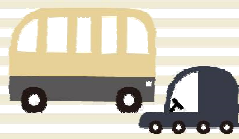
わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

(昭和52年12月5日制定)  
高槻市民憲章制定市民会議

#### 【高槻市民憲章とは】

昭和40年代の高度経済成長期に、人口急増による生活環境の悪化や郷土意識の希薄化といった課題が提起され、市民共通の目標となるべき市民憲章を市民自らの手で作り上げることとなりました。

市内の住民や団体で構成された「高槻市民憲章制定市民会議」において、数回にわたる検討や意見集約を行った末、「高槻市民憲章」は、昭和52年12月15日に制定されました。



まちづくりハンドブックⅠー自治会活動編ー

令和5年10月発行

発行 高槻市市民生活環境部コミュニティ推進室

電話:072-674-7462

FAX:072-674-7781

高槻市・高槻市コミュニティ市民会議

この冊子のPDFデータ・様式は

高槻市HPからダウンロードできます

